

酒税事務の広域運営の実施について

関東信越国税局では、税務署における酒税事務の効率的な事務運営を図る観点から、中心署による広域運営を行っておりますが、令和 8 年 7 月 10 日（金）以降は、以下の体制で実施します。

1 酒税とお酒の免許に関するご質問やご相談等について

表 1 の税務署での酒税とお酒の免許に関するご質問やご相談等については、表 2 の税務署の酒類指導官部門の職員がお受けしておりますので、担当する税務署の酒類指導官部門をご確認の上、お問い合わせください。

なお、表 1 又は表 2 の税務署への来署によるご質問やご相談等を希望される場合には、事前に予約が必要となりますので、表 2 の酒類指導官部門にお問い合わせください。

また、酒税の納税申告書や酒類の製造・販売業免許に関する申請書などの提出書類は、酒類製造場又は酒類販売場を管轄する税務署にご提出ください。郵送で申請書などを提出する場合の提出先は、業務センターとなります。対象となる税務署及び提出先の業務センターは、国税庁ホームページでご確認ください。

【国税庁ホームページ】

ホーム/国税庁等について組織（国税局・税務署等）/関東信越国税局/国税局の紹介/税務署の内部事務のセンター化について

表 1（対象署）		表 2（中心署）	
酒類指導官部門の職員が相談等を受ける税務署		表 1 の税務署の相談等を担当する税務署（酒類指導官設置署）	
茨城県	日立署、太田署、潮来署	水戸署	酒類指導官部門
	古河署、下館署、竜ヶ崎署	土浦署	酒類指導官部門
栃木県	足利署、栃木署、佐野署、鹿沼署、真岡署、大田原署、氏家署	宇都宮署	酒類指導官部門
群馬県	桐生署、伊勢崎署、沼田署、館林署、中之条署	前橋署	酒類指導官部門
	藤岡署、富岡署	高崎署	酒類指導官部門
埼玉県	川越署、行田署、秩父署、所沢署、本庄署、東松山署	熊谷署	酒類指導官部門
	川口署、西川口署、大宮署、春日部署、上尾署、越谷署、朝霞署	浦和署	酒類指導官部門
新潟県	新津署、巻署、新発田署、村上署、佐渡署	新潟署	酒類指導官部門
	三条署、柏崎署、小千谷署、十日町署、糸魚川署、高田署	長岡署	酒類指導官部門
長野県	上田署、信濃中野署、佐久署	長野署	酒類指導官部門
	飯田署、諏訪署、伊那署、大町署、木曾署	松本署	酒類指導官部門

（注）下線は、本年 7 月 10 日以降、変更となる税務署を示しています。

2 酒税等の調査・検査等について

表3の税務署での酒税等の調査・検査等については、表4の税務署の酒類指導官部門の職員が実施します。

表3（対象署）		表4（中心署）
酒類指導官部門の職員が調査・検査等をする税務署		表3の税務署の調査等を担当する税務署（酒類指導官設置署）
群馬県	前橋署、桐生署、伊勢崎署、沼田署、館林署、藤岡署、富岡署、中之条署	高崎署 酒類指導官部門
埼玉県	川越署、熊谷署、川口署、西川口署、浦和署、大宮署、行田署、秩父署、所沢署、本庄署、東松山署、春日部署、上尾署、越谷署、朝霞署	
	上田署、佐久署	
長野県	信濃中野署	長野署 酒類指導官部門
	飯田署、諏訪署、伊那署、大町署、木曾署	松本署 酒類指導官部門

（注）茨城県、栃木県及び新潟県については、表1の税務署での酒税等の調査・検査等を表2の税務署の酒類指導官部門の職員が実施します。